

租税特別措置法第 40 条第 18 項の規定による公益法人等が所有する資産が
同条第 3 項に規定する財産等であることの確認をする場合の確認申請書
〔記載要領等〕

《使用区分》

この申請書は、申請者が個人から贈与又は遺贈により取得をした資産（その資産に係る代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当するものを含みます。以下「受贈資産」といいます。）を所有する場合に、その受贈資産の移転につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 40 条第 5 項各号から第 12 項までに規定する書類（届出書）の提出が必要かどうかを判断するため、その受贈資産が同条第 3 項に規定する財産等であるかどうかの確認を求めるときに使用します。

《記載要領》

- 1 「提出先」欄には、受贈資産を所有する公益法人等の主たる事務所の所在地（当該公益法人等が個人である場合は、当該公益法人等の納税地）を所轄する税務署名を記載してください。
- 2 「申請者」には、受贈資産を所有する公益法人等の主たる事務所の所在地（当該公益法人等が個人である場合は、当該公益法人等の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、「住所又は所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。また、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、申請者が公益信託の受託者である場合に記載してください（当該公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄及び「連絡先氏名」欄の記載は不要です。）。

（注） 上記の公益信託の受託者が個人である場合で、納税地と住所が異なる場合は、欄外に住所を記載してください。

- 3 「1 寄附年月日」欄には、3(1)の各欄に記載した資産の贈与又は遺贈年月日を記載してください。
- 4 「2 寄附者の寄附時における住所・氏名」には、受贈資産を贈与又は遺贈した者のその時における住所及び氏名を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。
- 5 「3 受贈資産」には、贈与又は遺贈により取得した資産の取得の時における資産の明細を承認申請書第 3 表の記載要領に準じて記載してください。

なお、3(1)の各欄に記載した資産を譲渡し、代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当する資産を取得している場合には、「(2) 代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当する資産を取得している場合の取得の時における資産の明細」に、その取得の時における資産の明細を承認申請書第 3 表の記載要領に準じて記載してください。

- 6 「4 3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得の時における所在地・名称等」は、申請する公益法人等と 3(1)の各欄に記載した資産を取得した公益法人等の「住所又は所在地」、「氏名又は名称」又は「公益信託の名称」が異なる場合に記載してください。
- 7 「5 申請する理由」欄には、措置法第 40 条第 5 項各号から第 12 項までの該当する項及び号の番号を記載してください。なお、同条第 5 項各号から第 12 項までに規定する書類（届出書）の提出期限が具体的に定まっている場合には、「上記書類（届出書）の提出期限」欄にその年月日を記載してください。
- 8 「6 その他参考事項」には、3(1)の各欄に記載した資産が平成 20 年 12 月 1 日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、措置法第 40 条第 3 項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由を、また、3(2)の各欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等について具体的に記載してください。
- 9 この申請書は、「寄附者」ごとに作成してください。

（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 3(1)の各欄に記載した資産の登記事項証明書、贈与契約書など、その資産が個人から贈与又は遺贈を受けた資産であることを明らかにする書類
 - 2 3(2)の各欄に記載した資産の登記事項証明書、売買契約書等
 - 3 申請する公益法人等の登記事項証明書など、次の事項を確認することができる書類
 - ・その公益法人等の名称（申請者が法人である場合）
 - ・主たる事務所の所在地（申請者が法人である場合）
 - ・代表者氏名（申請者が法人である場合）
 - ・公益信託の名称（申請者が公益信託の受託者である場合）
- (注) 申請者である公益信託の受託者が個人である場合には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります（共同受託の場合で、主宰受託者以外の受託者が個人であるときは、当該受託者の本人確認書類の提示又は写しの添付も必要となります。）。